令和元年度 第5回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和元年 11 月 20 日 (水)

午前9時から午前11時

開催場所 : 鳩ヶ谷庁舎 2階 大会議室

■出席委員

小川分科会長、林副分科会長、浅沼委員、庵地委員、稲田委員、鵜野洲委員、小貝委員、剣持委員 仲島委員、布施委員、渡部委員

■欠席委員

清水委員、中村委員、山南委員

■事務局出席者

根岸子ども部長

政策審議室:田村政策審議員

子ども総務課:秋葉次長、加来課長補佐、稲垣主査、仲田主任、澤口主任、堀田主事

子ども育成課:駒木課長、近藤課長補佐

子育て相談課:森岡次長、今井係長 保育運営課:本澤次長、妹尾課長補佐 保育入所課:田村次長、小川課長補佐

青少年対策室:日髙次長

地域保健センター: 五十嵐センター長、内田センター長補佐

生涯学習課:市川副主幹

学務課:石田係長

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託受託事業者:

(株)ジャパンインターナショナル総合研究所1名

■傍聴者:0名

■配付資料

次第

資料1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画素案

資料2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画(案)に関する意見募集について

1 開会

- 2 子ども部長あいさつ
- 3 児童福祉専門分科会長あいさつ

4 議事

議題(1)第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の素案について

○事務局

資料1、資料2について説明。

○委員

5ページの「計画の性格と位置づけ」に児童憲章を付け加えた方がよい。児童憲章は児童福祉法等の根幹をなすものである。また、児童憲章の冒頭にある「児童は人として尊ばれる」、「児童は社会の一員として重んぜられる」、「児童はよい環境の中で育てられる」についても盛り込んだ方が良い。

14ページの「これからの課題」に「保育施設の整備とともに、保育の質の向上も進める必要があります。特に、それを支える保育士の人材確保と育成は非常に重要です。」とあるが、内容が不十分であるため、「児童福祉施設における最低基準の抜本的な見直しも含めて、豊かな保育が展開されるようにしていく」という文言を入れて欲しい。

36ページ等にある「サービス」という言葉についてだが、サービスという言葉は 2001 年の少子化対策の 抜本的な改革の中で国が使い始めた。このサービスという言葉が出てきてから、保護者の意識が「みんなで で子どもを育てていこう」という意識から、「保育料を払っている対価としてサービスを受ける権利がある」 という意識に大きく変わった。「保育サービス」の中身は全て事業なので、「保育事業」に表現を変更した方 がよい。

○委員

児童憲章は、確かに入れ方が良い。最低基準について、川口市は児童福祉法より基準を高くしているところがあるため、それについては、成果として出した方がよい。サービスについては、言葉に慣れていたところがあったが、市の姿勢が問われる部分であるため、どうするか検討した方がよい。

○事務局

委員の指摘を検討していく。

○委員

他市でも5年前の計画策定で議論になり、極力、「サービス」という表現を外した。

○委員

他の委員は「サービス」という表現について、どう考えるか。

○委員

カタカナは柔らかさがあり、漢字は固いイメージがあるため、「サービス」を使ってきたと思った。サービスという言葉が出てきた辺りから、小学校の保護者が学校をサービス事業と捉え始めた。言葉が与えているイメージの影響は大きいと感じている。

○委員

教育業界はサービス産業に含められているが、本来、教育はサービスではない。

○委員

ファミリー・サポート・センター事業等の手続きについて、事業を利用したい場合、窓口に出向いて手続きをする必要があるが、窓口に行くのが困難な時もあるため、手続きの簡素化を検討してもらいたい。

26ページの「児童虐待に関する認知度」にある「他の虐待行動」について例示を入れてもらいたい。計画を読んだ時に「これも虐待になるのか」という周知になる。

計画のどこかに、災害時における子育て家庭に対する支援について記述をしてほしい。

○事務局

手続きについては、どの様なことが出来るか検討する。「他の虐待行動」については分かりづらい点があるので例示する。災害時の子育て家庭への支援については、現時点で事業があるかどうかを含めて災害担当 部局と相談する。

○委員

68 ページに「保育サービスの質の確保が急務」とあるが、ここに「サービス」は必要ない。「サービス」 については、文言を「事業」に変えるのか、「サービス」を削除するのか、もう一回しっかり精査してもら いたい。

○委員

保育所保育指針や幼稚園教育要領にはサービスという言葉は一切出てこないため、その点も含めて、「サービス」という表現を検討して欲しい。

○委員

68 ページに「新たな役割についての基本的な考え方を整理するとともに~」や「新たな公立保育所の役割」とあるが、抽象的な表現であるため、市民には分かりづらいと思う。

○委員

私も同感だが、社会は常に変化して、新たな問題が出てくる。そういう面に対応していくためには「新たな役割」という表現になると理解している。

○委員

第2期計画を初めて見る人にとっては抽象的な表現だと分かりづらいため、もう少し具体的な表現にしたほうがよいと思う。

○委員

具体的に入れすぎて、達成できないのでは問題であるが、市が考えている方向性が分かった方がよいと思う。

○事務局

公立保育所のあり方は、令和2年度に方向性を決定する予定であるため、抽象的な表現になっている。分かりにくいという指摘を踏まえて記載内容を検討する。

○委員

新たな公立保育所の役割で「整理していく」とあると、現在、公立保育園に通っている方の不安を煽ることになるため、不安を煽らない表現にしたほうがよい。

○事務局

保護者がこれを読んだ時に不安にならないよう、安心・安全な保育の中で、新たなことも検討していくという表現で検討する。

○委員

公立保育所の民営化をするならば、市としてしっかりと考えをもって行ってほしい。全てではないが、民営化の受け皿の法人が株式会社であると、保育を営利事業として運営されてしまう可能性がある。

○事務局

公立保育所は、「今後のあり方」に記載のとおり、地域の保育所の拠点的な役割、障害児等の受け皿としての機能等を担っている部分があるが、今後の整備計画において、その辺の調整がこれからの我々の課題である。

○委員

重点検討テーマの中に、ハード面だけではなく、ソフト面である人材確保について記載してほしい。保 育士や、幼稚園教諭、放課後児童クラブの支援員の確保を川口市としてどうしていくのか。保育分野は伝統 や文化、日本人特有の感覚も重要なので、介護分野のように外国人で人材不足を補うのは難しいと思っている。保育等の質の向上のためにも人材確保について第2期計画に載せて、課題を議論してもらいたい。

○委員

114ページにスクールソーシャルワーカーの配置とあるが、川口市全体で4名は非常に少ない。 実際に自分が主任児童委員という立場で学校と関わっても、スクールソーシャルワーカーとの接点が全くなく、人材が足りていないと感じている。

中学生学力アップ教室事業についてだが、先日、中学校の校長から、生徒の学力の低さが課題であり、学校の先生が空き時間を使って補習授業を行っていると聞いた。先生の働き方改革が言われている状況では、より多くの人材を教育現場に投入する必要があると思う。

○委員

保育等の質の問題は人材の質の低下にあると思う。それは、少子化によって、学校に入りやすくなったことが要因であると考える。決して給料や待遇の問題ではない。人材の質の低下が原因であるから、長期的な視点で考えないと、質は向上していかないと思う。

○事務局

保育の質の向上については、これからも継続して実施していくべき内容と捉えているので、重点検討テーマには掲載していない。保育の質の向上に向けた取り組みについては、39ページに保育士研修、保育所等保育支援指導、認可外保育施設立入調査を記載した。

人材の確保については、保育の質の確保を行う上で重要な課題となっている。事業としては記載していないが、人材の確保のため、適宜必要な事業を実施していく考えである。

○委員

重点検討テーマとして4項目が記載されているが、検討事項は1項目にしか記載されていない。重点検 討テーマであるなら、他の3項目にも検討事項はあるのではないか。

○事務局

表記を分かりやすく整理する。

○委員

実施してきた事業を簡潔に記載した上で、新たに実施する事業について記載した方がよい。また、重点検 討テーマは6章にもあると思うので、重点検討テーマは6章の後に記載することを検討してほしい。

○委員

様々な重点検討テーマがある中から市として重点検討テーマとして絞っていると思うが、我々が思う重

点検討テーマとは違う部分があるので、委員から出た意見を重点検討テーマに入れてもよいと思う。

○事務局

委員から様々な意見が出るということは、市民が現状の第2期計画を見ても、内容をなかなか理解できないということだと思う。

現在、本市に子どもの貧困に関する計画はないが、子どもの貧困対策推進法に基づいて計画策定が市町村の努力義務になったことから、子どもの貧困に関する計画を子ども・子育て支援事業計画の一部として第6章に位置付けた。そのため、事務局では1章から5章と、6章をすみ分けている。しかし、この第2期計画を見た方にそのすみ分けを認識してもらえないようであるので、分かりやすくなるように検討していきたい。

○委員

貧困問題をどのような基準で取り上げていくか、調査から判ったことに対して、市が貧困に関する施策を どう行えるかが重要である。

国は収入を基準に貧困家庭を定義しているのに対して、都内のある区は 3 つの基準を基に生活困難世帯を定義している。3 つの基準の内訳は、1 つ目は「海水浴に行った」などの14項目のうち、3 つ以上に非該当であるか、2 つ目は公共料金の支払い状況、3 つ目は可処分所得が平均値よりも多いか少ないかである。東京都内の複数の区が同様の基準で貧困調査をした結果、ある区では、生活困難世帯の割合が貧困世帯よりも高い割合になった。このような中で川口市はどのような基準で調査を実施したのかが大事になる。また、次回、調査する時は、他の自治体と同様の基準で調査を行えれば、比較することも出来る。

○委員

112ページの図の矢印の向きは逆ではないか。基本理念から、目標、施策に向かっていく矢印が良いと思う。

○委員

私は現状の矢印の向きでよいと思う。市民の立場から見ると、身近なことが施策に、施策が目標に、目標が基本理念につながっている向きの方が分かりやすい。

○事務局

矢印の向きについては、再度、検討する。

○委員

子どもの生活・学習支援事業の中にある家庭訪問による支援は、どういう職員が行うのか。また何人体制で行っているのか。

○事務局

家庭訪問は委託事業で実施している。家庭訪問する職員は、教員免許保持者、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者が家庭の状況に応じて訪問している。人数は15名である。

○委員

学力アップという観点では、115ページの中学生学力アップ教室事業は大事だと思うが、もっと前の段階から手を打つ仕組みがあるとよいと思う。例えばブックスタート事業があるが、川口市では実施していない。

○事務局

ブックスタート事業ではないが、出生届出時に苗木か絵本を渡している。

○委員

絵本を渡しているのであれば、図書館と連携して絵本の活用方法について教える工夫があってもよい。

○委員

各図書館で読み聞かせの時間を設けている。そういう場もあることを周知することも大事である。

○委員

110ページの調査結果の概要の中に、子どもの健康を守る視点が見当たらない。子どもの健康をしっかと支える旨の記述があるとよい。

○委員

川口市は中学生までの医療費は無料だが、国民健康保険税が未払いの家庭は、無料にならないのか。

○事務局

自己負担分を助成する制度であるため、健康保険が使えない場合は助成の対象外になる。

○委員

生活保護を受給していないが、親の都合で健康保険が使えず、医療費が 10 割負担になることから、病院 に行けないような子どもを何とか救えないか。

○委員

生活保護を受給している人には様々な支援事業があるが、受給せずに自助努力で生活している人たちは、 高校を中退しそうになっても学校以外からの支援もなければ、歯の治療もできない。何とかならないのか。

○事務局

子どもの生活・学習支援事業は、生活保護受給者の他、ひとり親世帯、就学援助世帯も対象になっている。

○事務局

子どもの健康を守ることについては、国が定めた子供の貧困対策に関する大綱に示されている指針等に 基づいて貧困対策を講じていく。

議題(2) その他

○事務局

次回日程について説明。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

○事務局

以上をもって、令和元年度第5回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会する。